

## 「被扶養配偶者非該当届」の提出について（お知らせ）

第3号被保険者の記録不整合問題に対応するため厚生年金保険法等の一部が改正されたことに伴い、平成26年12月1日から、国民年金第3号被保険者が次の「届出が必要となるケース」に該当した場合は、被扶養配偶者でなくなったことを、共済組合を通じて日本年金機構へ届け出ていただくことになりましたのでお知らせいたします。

なお、国民年金第1号被保険者への切り替えは、従来どおり在住の市区町村役場国民年金担当窓口にて手続きの必要があります。

### 1届出が必要となるケース

- ① 第3号被保険者の収入が基準額以上となり、被扶養者の資格が取消しとなったとき  
（雇用保険の受給による被扶養者の取消を含む）
- ② 第3号被保険者と組合員が離婚した場合

### 2届出が不要なケース

- ① 組合員が退職や死亡した場合
- ② 第3号被保険者が就職し、就職先で第2号被保険者に該当した場合
- ③ 第3号被保険者が60歳に到達した場合

### 3提出書類

- ・ 国民年金第3号被保険者関係届
- ・ 被扶養配偶者の基礎年金番号がわかるものの写し

※平成26年12月以降の国民年金第3号の届出について

区 分	事 由	届出様式
該 当	被扶養配偶者の扶養認定時	資格取得・種別変更・種別確認届 （国民年金第3号被保険者関係届）
非該当	配偶者の収入基準額超過・離婚	被扶養配偶者非該当届 （国民年金第3号被保険者関係届）
	配偶者の死亡	資格喪失・死亡届 （国民年金第3号被保険者関係届）
	配偶者の就職（社会保険の本人になる場合）	届出は不要です。
訂正・ 変更	氏名訂正・生年月日訂正	氏名・生年月日・性別変更（訂正）届 （国民年金第3号被保険者関係届）
	住所変更	国民年金第3号被保険者住所変更届